

近世における

大和北山郷の村落構造と林業（二）

津 川 正 幸

二、近世に於ける山林用益関係

前述の諸節によつて判明する通り、北山郷上組の農耕地規模は極めて零細で、しかも自然的条件は農耕の面では恵まれてはいなかつた。従つてこゝに住居する農民の生活の基盤は農耕地にあるのではなく、用材生産を主とする山林にあつたのである。

北山郷上組（上北山村）を含めて吉野郡一帯は所謂先進的民有林地帯として、しかも林野の集中の進んでいる地域として注目されている。即ち吉野郡川上村の北村家によつて代表される用材林を対象とし借地林業を兼ねての山林の集中、或は尾鷲土井家による山林の集中等によつて見られる大山林地主の出現を二頂点として、在村の中小地主による山林の兼併、或は支配の状態等、興味深い諸問題を内包している。

これらの諸問題を解明する為の資料として近世における北山地方の山林用益関係について、山林所有と用益、林業経営と林政、及び林業生産の方法等に項をわかち北山林業の変遷過程を跡付けて行こうと思ふ。

(一) 山林所有と用益

(イ) 私有林の形成過程

林業によつて村落の経済が維持され、封建体制の基礎財源である農民に課せられた貢租が、諸役―御袖役の形で代納された北山郷では早くより林業の発展をみ、山林の所有形態についても旧藩時代初期より山林の私有化が進んでいた。

領有支配は異なるが、北山郷に相隣接する紀州藩の奥熊野地方においては、寛永十三年十二月の「奥熊野山林御定書並に先年の壁書」⁽¹⁾に、「往々山林之所は持山は其者に可被下候、村山にても御用之外は村中へ可被下候」、との一条があり、当時の山林所有の状態をしらしめるが、北山郷においても寛文五年五月の覚書に「しるされたところによると、

「上組下組山わかり御座候、上下共立会之山御座候、自分ニ持山モ御座候、自分持山ハ其主勝手次第に袖入申し候」⁽²⁾とあり、既に寛文年間以前に山林は私有化されていた事が知れる。

これらの私有化された山林は「市右衛門持分家之上山ヶ所」⁽³⁾の様比較的住居及聚落に近接する屋敷廻りの山林、田畑添いの山林より私有化されていったものであろう。

しからばどの様な過程を経て山林の私有化が進められたのか、私有林の形成過程が果して山崎氏の規定される様に「藩管伐採または製炭、その他の特権マニユファクチュアを中心として領主に吸着した商業資本と、村方役人」⁽⁴⁾等の特権者によつて山林の私有化が進められたのであろうか、以上の様な私有林形成の過程と北山郷におけるそれとは多少その状態を異にしていた。

こゝでは領主に吸着した特権者による山林の支配集中の以前にそれとは異なつた形態で山林の私有化がなされてきた事が考えられる。即ち御袖役負担の役家による山林の私有化がそれであるが、役家に階層的差別があつた様に、山林利用についても不平等性が存在したであろう事が考えられる。山野は田畑と異なり所有権の設定が可能であつた為に仲間持の山林も成立しえたもので、同一地盤の共有者メンバー編成にあつても恐らく役家の階層によつて區別されたであろう。その為に「立会之山」、「自分ニ持山」、「面々持山」、「持合之内一步」、或は「自分持山無御座」、との差異が生じたものであろう。

扱右の様にして私有化された山林は、「領主に吸着する」特権者によつて支配集中の対象にされなかつたのは決してなく、山林は寛永の永代売御仕置の禁令においても制限外であつた為比較的自由に未進年貢或は入用銀調達の為に売買、質入、譲渡によつて所有に移動が見られる。北山郷においても享保年代以降にかゝる傾向が漸増する。

一般的傾向としては山林所有の移動は天災地変或は政変によつて引起された経済変動期に増加する傾向が見られるのであるが、北山郷に於いてもその例に洩れない。

扱、北山郷では延宝の新検地においても、山林は「嶮岨之場広故」検地対象より除外され、従つて当時の山林所有状態、或は総反別等についてはこれを知る手掛は何等残されていない。しかも旧藩時代の惣村山林反別を把握する事は不可能に近い状態である。しかし右の事情は、山林私有化の進行と何等矛盾する事ではない。

享保期に至り山林売却件数は漸次増加の傾向を呈するのであるが、享保年代も十八年以降の事で、この当時は丁度大飢饉に見舞われ北山郷では甚大な被害を蒙り栃本村の場合などは、飢饉後の惣村人数が飢饉前のそれに比較

近世における大和北山郷の村落構造と林業（津川）

七四

して半減した程の被害状態であつた。この様な天災による人口激減の現象は、食糧不足、諸物価高騰等の原因により、社会的経済的に生活能力の強弱の相違を闡明にし、無能力者は容赦なく淘汰された結果といつてよいであろう。その為山林所有状態についても可成な移動が見られる。そしてこの場合の山林所有移動の傾向は、山林取得者が在村の村役人層に属する人々であつて商人による場合が比較的になかなかつた事をその特色としている。

一般に山林取得者の常套的手段ともいふべきその取得方法は、変動期を見当て、表面は高踏的にしかも或る面では恩恵的な態度をもつて臨み、一方的に自己に有利な取引或は談合によつて山林を取得している事で、詳言すれば、取得者が村役人層である場合は、封建領主の威を借りて、村落自治組織内に於ける自己の役柄を利用し、未進貢租の上納を促がすところの封建支配の末端機関としての職務履行を理由に、自己のあくなき欲望は巧みに隠蔽し、これを潤色するに恩恵的にとりなしをなすの態度で、結果に於いては未進貢租の代物としての山林を自分等に有利に処分し、山林を取得している。

他方、伐木業者、木材商人等の特権商人にあつては、変動期の山林への投資は資本の回転率を長期的にはするが、反面において、市場或は幕府の林政等に特別の変化のない限り収益性は増大し、更に変動期（不況期）の為に恩恵的に仮装された取引は、伐木、搬出等の労働力の需給についても、安価にしかも容易に得る事を可能にし、ひいては以後の取引における自己の勢力圏を拡大確保する為の確かな足場を築き、用材、薪炭材の取引に当つても、「はね木」「曲木」等の不良材の数量を計算上で或は実際の検査においても、これを増量して無理な取引を自己に有利に行わしめる様な契機をも得たわけである。

右の様な事態を具体的資料によつて見て行くと、先ず享保十八年の資料三通を掲げよう。尚便宜上文書に(一)、

(二)、……の番号をふし記述を進める。又この資料は現在小椽の郷藏に現藏されている限られたものである。

(一) 仕渡シ申一札之事

一御材木米二十六石也

右之通髓ニ請負申所実正ニ御座候。

返納之義ハ当丑々来ル午年まで六ヶ年之内一ヶ年ニ四石三斗三升三合宛無相違急度上納可仕候此質物として市右衛門持分字家之上山一ヶ所惣左衛門持分字岩谷植杉山吉右衛門持分字衣捨岩屋々上へ山一ヶ所右三ヶ所諸木地共不残書入申質物村方へ相渡シ可申候為後日請負手形依而如件

享保十八年丑二月十二日

栃本村	市右衛門	④
同村	吉右衛門	④
同村	惣左衛門	④
同村	太右衛門	④

栃本村庄屋

同 年寄

同 惣村中

(二) 売渡シ申山之事

一字杉さし山植杉諸木地共

近世における大和北山郷の村落構造と林業(津川)

近世における大和北山郷の村落構造と林業（津川）

七六

右之代御材木米十石ニ相極壳渡シ申所実正ニ而御座候。境目之儀ハ北者本「たにがし」さこ限り惣左衛門と山境目、南兵左衛門山限りまかしたに見通し、東ハ水落限り、西ハ本谷限りニ而御座候。此之義ニ付他之妨毛頭無御座候、万一六ヶ敷儀申候もの有之候ハ、我々罷出急度埒明少しも掛苦勞申間敷候。為後日山壳証文依而如件。

享保十八年二月十二日

同 村 市 右 衛 門 ④

吉 右 衛 門 ④

惣 左 衛 門 ④

太 右 衛 門 ④

栃本村庄屋

年寄

惣村中

(三) 仕渡シ申一札之事

一御材木米六石一斗七升三合 ④ 子納方不足米

一同四石六斗九合 ④ 同断丑納方

丑春勘定前味進

一銀四百七十二匁七分五厘 ④ 年々村入用不足

右之通我等引負申処実正也

何卒相済可申と色々仕候得共何分ニ茂相済申手立無御座候ニ付此度我等家屋敷畑山林共諸一統不殘右御材木米並味進方銀代ニ相渡シ申処左之通リ

一字小林家屋舗 但高

御検地 権作受

一字中之上畑一枚 但高八斗二合

御検地 吉兵へ受

一同所ノ上山一ヶ所

一字蔵本畑一枚 但高四斗三升三合

御検地 与三兵へ受

一同所茶畑一枚 但高二升二合

同断

一字栃屋満諸木山一ヶ所

一字じやくゑ栃山一ヶ所 但持合之内一步也

一字とこなめ栃山一ヶ所

一同所植杉山一ヶ所

十ヶ所

近世における大和北山郷の村落構造と林業（津川）

近世における大和北山郷の村落構造と林業（津川）

七八

右八村方未進筋へ不相応ニ而御取難被成処達而詫言仕相渡シ申所実正ニ而御座候。然ル上ハ如何様とも御勝手次第ニ仕配可被成候、其時一言之申分無御座候、勿論此諸一統之義ニ付他之妨毛頭無御座候、万一相妨申者有之候ハ、我等罷出急度埒明ケ村方へ少しも苦勞難義懸ケ申間敷候、為後日証文仕渡申処如件

享保十八年丑二月十三日

持主同村 太 兵 衛 印

栃本村庄屋年寄

惣村役人中

右(一)、(二)の文書中 当事者の名前肩書きに村名のみを記し、持主、証人等の区別記入のない事は同文書の内容が貢租に関するものである点より五人組連帯による共同の責任者であつた為と思われる。又(一)の文書の持分何々と書かれている山林は夫々既に私有林化している個々人の持山であつて、(二)の場合の「字杉さし山」は「我々罷出急度埒明」けと記されている点より未分割の儘数人共同で植林を行つていた持合山でなかつたかと思われる。尚、(一)(二)の太右衛門と(三)の太兵衛とは同一人でなからうかと考えられるが、あくまでも推察であつて確かではない。

しかし、何れにしても、これら質物として、或は永代売の方法で村方に渡された山林は何れも貢租未進を理由に、しかも(三)の文書で窺う事の出来る様に「不相応ニ而御取難被成処達而詫言仕」り、恩恵的に受納されたものである。そして村方に受納された山林の処分方法については明記されていないが、「如何様とも御勝手次第第二仕配」する様村役人に山林処分の権利が移転していたものである。例えば、宝曆十二年の文書によれば、

「一字しやくゑ諸木山一ヶ所、但境目上ミハ栃本村六兵衛支配、下モハ小瀬村支配（四至省略）、右之山先年太兵衛、三郎右衛門持合山之所中頃太兵衛持分六兵衛貫改仕置候」。との記事があり、こゝで処分された山林は、先の文書（三）の中の、「字しやくゑ栃山一ヶ所但し持合之内一步也」と記された山林にあたる。それが六兵衛の入手するところとなつていて、入手方法は「貫改仕置」かれたものであつた。六兵衛その人については、明和三年の文書には栃本村百姓代をつとめていた様であつて、北山郷では村落自治組織内部の行政機関である村方三役の任には、役家の制の制約により家筋目の者でなければその任に付く事が出来なかつた。かゝる事情から推察すれば享保期は飢饉による変動はあつたけれども、彼六兵衛は当時においても恐らく村役人層に属する本役家階層の者であつたらうと考えられる。

この六兵衛の例一事をもつて変動期における村役人層或は村落自治組織の上層部に属する百姓の自己所有山林の拡大化を結論する事は無理であるけれども、山林を繞つての動向を推察するには難くないであろう。

右の様に村役人層によつて支配集中の対象にされた山林には、既に私有化された個人有の山林、数人共有の未分割の山林、或は共有地で既に分割されていた山林があつた事が知れる。

扱、しからば伐木、或は材木業者による山林取得はどの様にして行われたか、

その売買形式は殆ど年季売買で立木土地共という永代売買の形式は少ない。勿論、はじめに断わつた通り、こゝに使用した資料が村で保存されていた文書で、従がつて村対商人関係の文書（山林の売買に関する限りは）が殆んど個人対商人関係文書は皆無である為に永代売買の例が少ない原因があるであろう。

山林の年季売買の場合、その期間は短いもので五ヶ年、長い場合では五十ヶ年というのが見られる。年季の長短

近世における大和北山郷の村落構造と林業（津川）

八〇

は山林の利用種別、即ち、炭山、小杣山、椎茸木山、或は杉、檜山等の用材林等の相違によつて期間の契約が結ばれたものである。勿論山林面積の広狭、立木石数の多少によつても年季契約が左右された事はいうまでもない事であるが原則として北山の場合、売渡証文には山林の反畝歩、立木石数を示す記入は無い。

又買主である商人等は享保年代より明和年代までは殆んで尾鷲浦大和屋四兵衛の名で占められ、土井本家、浜中八郎兵衛の名が見えるのは残存文書では明和七年六月のものが一通あるのみで、それ以後浜中八郎兵衛宛の文書が見られない。しかし土井家と取引が無かつたわけではなからう。⁽⁸⁾ 又寛政年代には紀州舟津村、長嶋屋伊右衛門宛の山林売買証文が数件見られる。

ともあれ、逐次資料を掲げて行こう。

(四) 売渡申山之事

一字うる彌谷寺山一ヶ所

境目東ハ坂本へ通申大道限り

西ハうる彌谷本谷限り

北ハ左切ふと尾水落限り

南ハ大川限り

代文^{「代文」}金十一両也

但シ立木彌木柱古木伐リ木一切不殘年符十五年切當未五月ノ又來ル酉ノ極月中迄ニ相定申候

一年符之内椎茸木松煙小杣類ハ不及申何諸材木ニ成共其元勝手之諸伐物ニ御仕出シ可被成候

一年符之内ハ何方江御壳被成候共不苦候

一諸伐物通り道又ハ中木屋荷物木屋薪等何木ニ而も両村持合山之内ニ而も不苦候

一年符之内右山内ニ而も両村百姓若伐荒シ候ハ、此方々吟味可仕候

右者両村滝川寺入用ニ付惣且家中相談之上壳渡シ申処実正也、然ル上八年符之内ニ万事御支配ニ付惣且家之内とやかく申者一人も無御座候、若何方ニ如何様之妨等出来有之候共判人ハ不及申両村々急度埒明其方江少も御苦勞掛ケ申間敷候、為後日之壳渡証文依如件

元文四年未五月廿五日

小瀬村庄屋年寄百姓代連署

栃本村庄屋年寄組頭 連署

尾鷲

大和屋四兵衛殿

取次同由兵衛殿

(五) 壳渡シ申炭山並小杣山之事

一字東之川ひうら山両村持炭木山一ヶ所

但シ境目 かみハところ谷限り

志もハ坂本限り

峰ハ水落限り、すそは大川限り

近世における大和北山郷の村落構造と林業(津川)

近世における大和北山郷の村落構造と林業（津川）

八二

一字西之谷ノ内小水小杣山一ヶ所

四方境目奥ハ大滝尾限り

口ハ下モ小水志も尾限り

峰ハ水落限り

すそは西ノ谷川限り

但シ粉伊丹底ニ可成木立木禰木くい木共不残尤年数之義ハ斧入々四ヶ年之内に勝手ニ御仕出シ可被成候

ノ二ヶ所

代金二十五両三步也

右ハ両村立会相談之上御材木飯米料として此度炭山年賦当戌年々来ル申年迄十一ヶ年限リニ相極メ代金不残儘ニ請取禿渡シ申処実正明白也、然ル上ハ山年賦之内ハ炭木何べん成共御伐リ出シ其元御勝手次第御支配可被成候若万一何方々右山ニ付違乱妨申者有之候ハ、両村々急度埒明ケ貴殿江少シ茂御難儀かけ申間敷候、為後日売証文如件

一杉檜椈榊松炭山之内除之

一炭木屋粉木小屋道具かま道具口焼其外炭焼入用之節ハ用木ニ而も不苦候是又勝手ニ御伐リ遣可被成候

一炭山粉山両山共道橋木ニ指かまい候木ハ用木椎茸木ニ而も不苦シ勝手ニ御伐リ通り可被候

一炭木すな取申ニ付用木椎茸木伐木等損シ候共不苦シ候其節少シ茂申分無御座候其砌リ彼是申者有之候ハ、此方々

急度埒明ケ貴殿ニ少しも御世話掛申間敷候

一火用心第一ニ被成候其上手あやまちハ不及是非事ニ候

一年賦之内何方江御売被成候共不苦候

一年賦之内炭仕出シ候節勝手ニ付粉之本辺江出シ申候とも縦売山之外ニ而も両村山内ハ新道橋等は又勝手ニ御伐リ通シ可被成候、其節出シ道橋ニ付少しも妨ケ申者無御座候

一極難木炭木之内ハ小袖ニ成リ共其元勝手ニ支配可被成候

一大川江かけ申橋木用木之内ニ而も何本成リ共勝手御伐リ遣可被成候

右之通自他之妨ケ申者毛頭無御座候以上

明和三年戊三月

北山小瀬村庄屋年寄百姓代連署

栃本村庄屋年寄百姓代連署

尾鷲

大和屋四兵衛

(六) 売渡シ申椎茸木山之事

惣名東之川両村持領之内志での木一通不残

一字大谷一ヶ所

境目かみハ栃つるみ谷限り

志もハおにこ谷のかみ尾限り

一字宇ば志所一ヶ所

近世における大和北山郷の村落構造と林業(津川)

近世における大和北山郷の村落構造と林業（津川）

八四

境目かみほうばし所かみ尾限り

下ハ柄之瀬志も尾限り

一字西之谷一ヶ所

境目奥ハ東ハ大滝尾限り

口ハ志もこもの谷水落限り

奥ハ西さきり谷かみ尾限り

口ハ志だみ谷水落限り

ノ三ヶ所

代金十七兩二歩也

斧入

一年季之義ハ当酉年ハ来丑年迄斧入五ヶ年切

一椎茸仕出し申年数当酉年ハ来亥年迄年中十五ヶ年限り

右之通両村相談之上右代金ニ相極メ此度為手付金一両請取残り金之義ハ高半金分来九月迄ニ受取残り半金ハ来戌年

山入迄ニ請取申答ニ相極メ槌ニ売渡申処実正也

然上ハ年季中勝手ニ山入被成木屋場木屋道具薪道橋等是又勝手ニ可被成候尤右山内用木類大切ニ可致候極メ勿論此山之義ニ付他之妨無御座万一六ヶ敷義出来候ハ、此方ハ埒明少し茂難義掛ケ申間敷候、為其売証文依而如件

寛政元年酉七月廿五日

紀州熊野舟津村

長嶋屋伊右エ門殿

小瀬栃本両村

庄屋 年寄連 署

右三通の文書に見られる山林処分理由は(四)の場合は寺入用に当てる為の寺修覆山の処分であり、(五)は幕府へ上納の御用材木生産の為の資金調達である。(六)のものについてはその処分理由が記されていない。その他山林の処分理由として屢々「貢租未進」による事が見られるが、これを山林取得者の側より見て、所謂「名目的理由」であつて具体的な理由は隠蔽されていたと解釈する向もあるが、その様に裏面的に詮議しなくてもよいのではなからうか、なぜなれば山林処分、従つて山林取得の理由が「貢租未進」にあつた程に農民の貢租負担は大きなものであり、幕藩及これに吸着する特権者による破壊的収奪が如何に進められたかを物語るものではなからうか、尚、北山郷に於いては山林所有の移動による新しい山林取得者が在村の地主層で商人が比較的少なく、商人の伸展が抑圧されたと見てきたが、その理由の根源は幕府が北山郷に施行した林政によるもので、即ち拝借銀の制度がそれであり、今一つは北山木材の集積場所である新宮における材木奉行と新宮木材商人内部からとの制約⁽¹¹⁾があつた為であらう。

註 (1) 和歌山県新宮木材協同組合編 熊野川林業誌

(2) 上北山村 小椽区有文書

(3) 右二同シ

(4) 理論十九号「土地問題としての林野所有」

近世における大和北山郷の村落構造と林業(津川)

近世における大和北山郷の村落構造と林業（津川）

八六

近藤康男氏編農業経済研究入門、附論日本林業論

(5)(6)(7) 上北山村小椽区有文書

(8) 金丸平八氏論文「私有林に関する試論」(一)三田学会雑誌四十七ノ一七二頁

(9) 上北山村小椽区有文書

(10) 金丸平八氏前掲論文 三田学会雑誌四十七ノ一八一頁

(11) 前掲新宮木材協同組合編 熊野川林業誌

(ロ) 山林の所屬と用益

封建制下における山野のもつ意味は、封建制の基本的荷ひ手としての百姓が日常生活に疲弊し、退転する事を防止し、渡世を維持存続せしめる為の補助的なものとして利用されるのが普通でそれは主として農用林であつた。しかし田畑の少ない山村に於いてはそれは補助的なものではなく、寧ろ村落経済維持の唯一のよりどころであつたといつても過言ではなからう。北山郷上組も既述の通り田畑は極零細で農民は山林によつて渡世し旧藩時代初期より既に山林は用材林としての意味が強く、草肥農業の採草地としての農用林、或は新田開発、それも純然たる穀類栽培用地としての為の土地獲得等の面はさほど重要視されなかつたかの感をうける。

山林は用材、薪炭材生産に用益され、個々人によつて私有化されていた山林は、「自分持山ハ其主勝手に杣入」⁽¹⁾、或種の樹木を除いて自由に木材の伐出しが行われ、御杣役を負担していた為にその特權的な權利によつて跡山の処置にも可成自由な面をもつていた。即ち、「先年々北山之儀ハ由緒御座候而乍恐權現様々御杣役御免被下置村方領之内ハ山林竹木自由ニ伐出シ其跡切畑等ニ切広ケ申候得共何方へも古来々少も御断申上候事一円無御座候」⁽²⁾とあり焼畑を行うについても断りをする事を要しなかつた。

しかしすべての山林の利益についてがそうであつたのではなく、「村中大切二屋らい置候留山並惣面やらい置候杉立木」等の様に一定時期を限つて利益される村山、共有林もあつた。この種の山林は村規約によつて利益が管理され、不注意によつて他人支配の山林を利益した場合にも相当の罪科を問われた。これらについては入会山の利益、或は林政の項に後述するであらう。

又商人に年季売りの形で売却された山林利益については、売渡証文にその条件が記入されているのが普通で、大抵は年賦の内は買主勝手に支配し、万一妨げのあつた場合も売主がその始末をなすものであつた。前掲の文書によつて見て行くと(五)の炭山売買の例によれば「炭焼入用の節は用木にても苦しからず、勝手に御伐なさるべく」とあり、随分とその利益の条件は買主に有利に取極められている。更に(六)の椎茸木山の売却条件を見れば、(五)の場合との相違が判明するであらう。即ち、(六)の場合は、年季の内は勝手に山入りをなし木屋場、木屋道具、道橋の使用も勝手であるけれども、「尤右山内用木類大切ニ可致」と取り極められている。(五)と(六)の場合、そこには時代にずれもあり、山林利用にも炭山と椎茸木山の区別はあるが、しかしそれ以外に利益の内容に差異をもたらしつた要因として、これらの山林を買つた商人の勢力というか、過去において積まれた商人の業積に差異のあつた事を示唆するものではなからうか。

しかし右に見られる売買された山林において、道、橋の使用、利用は売買当事者による支配領域内の山林については勝手にあつたが、支配違いの山林ではその事情は自から異なつていた。即ち生産された用材搬出にあたり他者(売買に関係の無い)支配の山林を通過しなければならぬ時は、灌漑水利における越石料に類する越山料が支払われた。一例を掲げると、

近世における大和北山郷の村落構造と林業(津川)

近世における大和北山郷の村落構造と林業（津川）

八八

「其元三ヶ村山領之内尾鷲八郎兵衛殿江御壳被成候場所年季之儀者来ル丑三月卯年迄（十五ヶ年必）五拾ヶ年限り此度御相談被成就夫我等持分之山字古川山炭小出し道御通しくれ候様ニと小瀬村藤右衛門殿川合村利兵衛殿御挨拶被成候ニ付道御代として金三兩一步髓ニ請取申所実正也、然上者炭木屋荷物其外共勝手ニ御通り可被成候猶又道橋くい木等用木ニ而も不苦候尤火之用心第一ニ可被成右相極申上者自他之妨ケ毛頭無御座候為其免一札依而如件（4）、に見られる通りである。

註 (1) 上北山村小椽区有文書 寛文五年

(2) 右同 享保十三年八月「為取替申証文之事」

(3) 上北山村河合区有文書 享保七年正月

(4) 上北山村小椽区有文書 明和七年六月「免申一札之事」

(ハ) 入会山の用益

北山郷上組には大台山周辺及東の川沿岸地域に相当広大な入会山があつた。本郷村落に近接する山林は早くより私有化されていた為に、漸次本郷より遠距離の交通不便の奥地山林に用益が向けられ、数ヶ村立会の入会山が成立したものであろう。

大台山周辺は元来「三ヶ村立会山ニ而他村之入会無御座候」(1)山林であつて、その立会村々は、西野、小瀬、栃本三ヶ村であつた。

東之川周辺の山林も右同様に三ヶ村立会の場所で、それらの山林には寺院の諸入用に当てられる寺修覆山、或は既に数人によつて分割占有された共有林もあつた様である。

近世における入会林野の用益関係は、肥料給源としての所謂採草地として用益されるのが主であり、そこに重要な意味があつたであろうが、農用林としてではなく、用材林として利用される場合の利害関係は一般耕地と密接な結びつきをもつて考えねばならない採草地の利用関係とは異なつたものがあつたのではなからうか。

入会採草地については、古島氏によつて利用関係における封建的特質として、利用資格の不平等性、持分権的性質が指摘されており、かゝる見解に対して関氏は「不平等性や持分権的性質のみられる場合は必ずしも多くはない。むしろ平等利用の場合が一般的であるという事は否定出来ない」と近畿中国の豊富な史料をもつて新らしい方向を打出しておられるが、山林利用が採草地ではなく用材林として利用される場合は、少なくとも北山郷上組の山林利用関係においては利用資格の不平等性と持分権的性質が認められるのではなからうかと思われる。しかもかゝる山林の利用形態が山林の分割占有の基礎となつたと考えられるが、この様な見方が許されるか否か、ひろく御教示を仰ぐ次第である。

山林の用益が近距離地より漸次未開発の奥地山林に向けられ、北山郷上組では東の川沿岸地域に相当の村有林の存在が見られるが、こゝに於ける用益は、無高水呑の百姓の稼場として許されていた様である。正徳年代頃よりはこの地域の特定の山林の跡地植林が水呑百姓に許された事がうかゞへる。即ち、

一札之事⁽⁴⁾

東之川山之内いさる谷々大谷下尾を限り榎木雑木之分炭山ニ買手有之由ニ而売候而村中之者之内御材木仕出し其外家職渡世之障ニ成り候者有哉、又ハ障ニ成り不申哉銘々存寄無遠慮有躰ニ申出候様ニと言人々々御吟味ニ候、榎山売候而年季之内ハ例年家職之外炭を焼小出しを持繩をなる俵を拵売野菜芋大根等を作売リ而かせぎ大分出来増候

近世における大和北山郷の村落構造と林業（津川）

近世における大和北山郷の村落構造と林業（津川）

九〇

故東之川ニハ別而勝手能御座候、其内ニ者先繰ニ榎木生立申候へ者山はけ不申候、且又東之川江毎年家職ニ参候者ハ右之跡へ植杉いたし、百本ニ付二十本宛山地代として三ヶ村へ出也銘々手柄次第杉山仕立永々所持可申候。尤地代を出し候而植やらひ候杉山伐、惣持山之様ニ不植者猥ニ一本も伐採申間敷候。

尤地代ニ出し候植杉悪山なりといへども是又我儘ニ伐荒し申間敷候弥五ニ相守可申候。右之通ニ御座候得ハ右榎山売候而も御材木仕出し之儀者不及申惣而障ニ成候義曾以無御座候当村之儀ハ別而困窮いたし東之川江かせぎニ参候者共永々持返り不申故当秋御會議之上急度罷歸り候様ニと被仰付候得共在所江歸り候而も在付銀も無御座候故ニ今持不罷歸何共迷惑仕候ニ付内証願申候処在附銀も有之様ニ被成下忝存候此山代割符銀ヲ以多□ニいたし早々罷歸り可申候右村中相談之上榎山売候上者後日ニ毛頭違乱申間敷候為後日連判依而如件

正徳二年辰十二月

庄屋 伝三郎

以下不殘

右の文書には要約して三つの事項が記されている。その一つは、榎山の売却であつて、本郷の取極めによつて売却を決定し、実際にこの山林を利用しているところの山林を所有しない為に奥地の入会山を稼場としている水呑百姓には売却の相談に参与する機会は与えられず、あくまでもこの用益権は本郷百姓（水呑百姓をのぞいた）にあつた事、その二は売却後の跡山を分割し、百本に付二十本の地代をとつて植林させ、能力に応じて植林を許し永代所持せしめるとの取極めを行っているが、但し悪山であろうとも猥りに伐荒してはならないとしている。この事は能力に応じてという用益許可と、悪山がひきあてられても文句がいえなまいという事と併せ考へる時、平等利用に見えるけれども当然そこには差異が生じる事で果して水呑百姓に良所がふりわけられたか否か疑問である。

村落内部に於ける階層的差別は第三の事項によつても明らかであるう、即ち、出稼のものが漸次定住に移り、本郷より帰村をうながしても在付銀の配分のない差別的対遇を理由に応じない態度を示している。この様な身分社会に於ける階層的差別はそのまゝ入会山林の利用資格にもそのまゝ適用されたと推察出来るのではなからうか。

これを更に側面より見よう。年代は下るが文政年間の一資料を掲げると、

売証文之事⁽⁵⁾

惣名東之川

一字宮之平之向イひら山

境目かみほうじしところ谷限り

志もハ西之谷へ出申尾限り

「マ」
高ハ水落限り下ハタハ大川限り

但シ年数之義ハ当戌年々来ル子年迄十五ヶ年之間

右之山此度其方願ニ付村中相談之上代金七両ニ売り下ケ申候則代金不残慥ニ受取り申候、然ル上ハ年数之間勝手次第支配可致為後日売り渡シ証文仍而如件

文政九年戌七月

小瀬村庄屋 藤 右 衛 門

栃本村庄屋 弥 三 兵 衛

願主 東之川出口 茂兵衛

近世における大和北山郷の村落構造と林業（津川）

近世における大和北山郷の村落構造と林業（津川）

九二

宮平 佐助

坂本 要蔵

即ち東の川水吞百姓茂兵衛以下三人による村山の売下げ請願である。金七両を前納して十五ヶ年々季売買が成立している。こゝで先ず考えなければならぬ事は金七両の前納金を如何にして調達したかという事である。水吞百姓といえども三人共同でこの程度の金子の蓄積はあつたであろうと考えられるだろうか、恐らく考えられない。文面にはあらわれていないがその背後に高利貸資本乃至は商業資本が潜在し、支配していたのではなからうか、若しそうであるとすれば結果においては農民は手間賃稼であつて、利益は商人乃至は地主の手に入る、それでありながら村山の用益請願を行うという事は、一面においては山林の用益が平等利用に移行しつゝありとはいへ、尚不平等性の存在を物語り、かゝる封建的特質への対抗として把らへる事は出来ないのであろうか、

註(1) 上北山村小椽区有文書 享保二十年三月「乍恐口上を以奉申上候一札」

(2) 古島敏雄氏「近世日本農業の構造」二編一章

(3) 関 順也氏論文「近世に於ける入会林野の性格」山口経済学雑誌四ノ七・八号

(4) 上北山村小椽区有文書（筆者傍点）

(5) 右二同

(二) 東之川入会山林の分割

以上のような用材林としての山林利用の不平等性の存在は、村落自治体を規律する封建社会秩序即ち役家の制にあらわれている階層的差別によつて下位の階層に属する役家或は無役家の水吞百姓等は一人前の村落構成員としてあつかわれなかつた事に基因するが、たとへ村落内部における受益面ではそうであつても負担面ではそれ相応に比例

的に対遇されたわけではなかつた。

時代の推移とともに彼等水呑百姓にも「御公儀様を被為仰付候御制法之儀弥以堅相守可申⁽¹⁾」との理由をかゝげて「東ノ川水呑百姓之儀御年貢ハ勿論小物成高掛リ銀等役少しも出シ不申候ニ付先年よりよこ成役として一人前ニ御材木米二石五斗宛村へ納来リ候処中頃御了簡ニ而一人前ニ一石宛ニ相極申候然ル処近年猥リニ罷成不納之もの有之候ニ付此度改御申渡シ被成承知仕候、依之当年も御材木米一石宛少しも無相違相納可申⁽²⁾」、ことを再三に申渡してゐる。

かくして本郷と東之川組（枝郷として認められず現在も所属本郷の字名を夫々残し、一括して東之川組と呼ばれている）とは常に利害關係上で相反目し、諸事に亘つて対立するの事態を持續していたが、幕末、天保七年に至つて本郷と東之川組との關係は終局面に立いたつた。即ち同年、本郷で書出された村小入用帳の割付を繞つて東之川組ではこれに対して不承認の態度を表明し、奥書印形の捺印を拒否した事に端を發して紛争を起し、郡役所へ出訴するはこびとなつた。かくて二ヶ月間の掛合、熟談の上一応の落着を見た。その時の議定証文は、⁽³⁾

差上申議定証文之事

当代官所和州吉野郡北山郷小瀬栃本村役人共右両村地先東之川百姓共小入用帳ニ印形不仕候段当二月廿七日奉願上三月十日御差日御奥書頂戴仕双方御差日ニ罷出東之川之もの共返答書差上御含味中双方ニ段々御利解之上郡元代宗八郎ニ取扱被仰付精々及掛合熟談内済仕右小入用帳調印之上議定仕候趣左ニ奉申上候。

一 杣飯料前借銀之儀は小瀬栃本二ヶ村に拝借銀之内小瀬村之内東之川に銀四百八十目栃本村之内東之川に銀三百六十目宛年々無増減永々割賦可申事

近世における大和北山郷の村落構造と林業（津川）

近世における大和北山郷の村落構造と林業（津川）

九四

但当中十二月の割渡可申事

一東之川山領榊場之儀は大川と西「ハ、マ」ハ南はうるか谷留山と北大台山迄山領半通り東之川持半通りは小瀬栃本二ヶ村持
ニ仕方際目相定可申事

一字西之谷あら谷北二ヶ所之内谷奥向大谷向三ヶ所先規之通留山ニ致シ置一切立入申間舖筈、尤無據入用之節は双
方相談之上売払致し伐木代銀割賦之儀は村古格通役人割ニ致シ東之川ニも一人前小半役之割合を以割賦いたし候
事

二字うるか谷之儀は右同断留山ニ致シ置寺入用之節相談之上売払代銀割賦之村定之通小瀬栃本東之川寺役相勤候も
のに寺役割ニ割賦致可申事

一大川と東は南白川村領境と北は大台山迄西野村小瀬栃本二ヶ村と東之川と三つ割ニ至し際目相定一步通は西野
村、一步通は小瀬栃本村二ヶ村持一步通は東之川持と相分可申事

一東之川山領地分致東之川持分ニ相成候場所ニ是迄本郷と植付有之立木一代限り支配致し伐取候後は本郷と植付申
間舖事

但他所と不埒有之分も右同様之事

一本郷二ヶ村持分ニ相成候場所ニ是迄東之川と植付有之立木右同様一代限り支配致し伐取候後は東之川と植付申間
舖事

但他所と所持いたし候分も同様之事

一東之川持分立木年季を定何方に売払又は質物に差入候而も勝手次第第二為致候事

一村小入用之儀は寺宮入用並役人割等可相成筋之入用は東之川江も相掛リ可申事
 右之通双方無申分熟談相整候処山林稼場所境目相定候儀は一同帰村之上双方立会玉鬮を以実意正訴引分一件無滞相
 濟候様仕度奉存候間来ル七月晦日迄御猶予被成下候ハ、八月朔日双方罷出濟口証文可奉差上候依之議定証文差上申
 処如件

天保七申年五月

小瀬村庄屋 吉右衛門 印

栃本村庄屋

百姓代 弥兵衛 印

東之川栃本村之内

小前惣代 栄蔵 印

小瀬村之内

小前惣代 長兵衛 印

取唆人

郡中代 宗八郎 印

囊笠之助様

御役所

かくして右の濟口証文は同年十二月に役所に差出され、入会山林切半のはこびとなつたが「双方立会玉鬮を以て」
 引分けられたところに問題があつた。即ち今日尚東の川組の人々の口から「山林の引分けは役所の役人立会の上で
 玉鬮をもつて一応合理的に行なわれた様に見えるが既に玉鬮というものに不正があつた。本郷側では御役所の役人
 を買収し、よい山林の書入れられている玉鬮に「目印」をつけておいて、盆の上にはらまかれた玉鬮の中から「目

近世における大和北山郷の村落構造と林業（津川）

印」のある玉鬮を先ず本郷がそれを拾つた。結果、開鬮の後には東之川には不利な、悪山ばかりが引分けられていた。という不満の言葉を聞く事が出来る。

扱入会地の性格を決定するものが、「入会地を分割占有していく過程にあり、必ずしも入会地内での利用形態ではない」⁽⁴⁾にしても、入会地の分割占有過程は利用形態に立脚しての結果あらわれるものであつて、一般に幕末における入会山林の利用形態が平等利用へと移行しつゝあつたといへども、少なくとも北山郷上組の場合にあつては前掲の済口証文の内容或は玉鬮による不正な、しかも不平等な入会山林の切半は、入会地用益における封建的特質の具体的なあらわれではなからうか。

註 (1)(2) 上北山村小椽区有文書（筆者傍点）

(3) 右二同シ

(4) 関順也氏論文「近世における入会林野の性格」山口経済学雑誌第四卷、第九・十号

(二) 林業経営と林政

徳川期に入り政権の安定、城下町の進展に伴ひ用材の需用は漸次増大し、したがつて山林の財産的価値は昂上し、山方の管理組織の整備、造林奨励等の諸政策がとられる様になつた。北山地方は周到綿密な延宝検地においても「嶮岨之場広故」との理由によつて山林検地を行なわなかつた。しかし文禄四年以前に既に柚役が賦課されてきた程で自然的な林業ではあつたが、山林は用材林として可成重要な役割を果していたものと思われる。

何処の山林に於いても同じであるが、始めは人跡未踏に等しい立木の豊富な原始林の残存していた深山に向つて積極的な伐採を行つていたが、漸次天然資源を消費して行くにしたがつて、人工をもつて之が補充の必要を感じ為

政者の干渉、或は保護奨励策により養殖作業としての林業経営が起つた。⁽¹⁾

北山地方では初代北山代官小野宗左衛門支配の慶長十三年より寛永十六年までの三十余年間に初めて干渉、保護の方策が取られ造林を奨励し、山方管理が行われた様である。即ち一方においては、

一 小野宗左衛門様御代官之節北山御材木御奉行木戸亦兵衛殿

一新宮ニ而北山御材木支配

岩手九左衛門様、夏目弥右衛門様、小浦治左衛門様、由比基太郎様⁽²⁾

と見られる通り北山村木奉行と新宮御材木御蔵詰の者達によつて山林、用材の管理支配を行い、村々への布達⁽³⁾は、

一 公儀之用之外檜御材木壹本も出し申まじき由度々申渡候弥かたく法度ニ申付候自然背右之旨出候者候ハ、後日ニ

聞出候共当人之儀は不及申柚年寄組頭共ニ曲事ニ可申付候但雜木そへ木は柚飯米などの儀者少つゝ出し可申事

一 毎年如申渡候たゞ今迄我等自分之用所ニ七村の材木壹本も買不申候条下代共ニもかたく其通申付候自今以後其心得ニ弥可仕事

一金銀米錢何ニても利くいのもの我等手前よりハ不及申かし不申候

手代共よりも少成共かり申間敷由毎年申渡候右之旨をそむきかり引候ハ、曲事ニ可申付事

一 材木の儀ハ不及申其外何ニても手代共並下々の者と売買仕間敷由右の堅申付候弥其通ニ可仕事

一 自分之儀ハ不及申手代共並下ニ至迄年頭八朔其外いつニても礼儀少も仕間敷由毎年申付候いよゝゝ其通ニ可仕事

一 手代並下々の者百姓中へ非分之族申候而迷惑之儀候ハ、其当座ニ可申上候急度可申付候当座ニ隠置後日申上候ハ

、証拠ニ罷成間敷候事 等々

の条文をもつて、留山の制をしき、又勝手な取引や貸借をいましめ、代官の公権を以て私用の用材を提供させる等の事は行わしめない事を公告し、手代その他の封建権力に吸着する者の私慾の爲の非行を注意せしめて、山林経営ならびに日常生活にまで干渉を加えた。しかし徒らに干渉のみを事とせず他方においては保護を加え元和年間には袖役扶持米とし斧数一丁につき米一石宛、毎年冬春の夫食として九月末頃に下市、西河池原村御蔵において前貸された。⁽⁴⁾

この扶持米前借の制度も寛文四年に至つて、米を銀にかえ拝借銀の制にかわつたが、未だ毎年一定額を貸与される様になつていなかった。即ち「迷惑の由申ニ付見合少々宛銀子をかし申候御材木直段之義は所之材木売買直段を考近年ハ石ニ付三十替仕御材木ニ而取立御勘定仕上ケ申候年々銀子何程宛借シ申との定リハ無御座候自然公儀御用之御材木被仰付候時分ハ在々へ割符仕銀子おかしいたし左様ニも無御座候ハ、年ニ寄り五貫十貫目或ハ二十貫目もかし申御材木させ申候」⁽⁵⁾、という様な事情で万治二年（一六五八）より寛文三年までの五年間の貸下銀高を見ると、

一銀五十貫目余 万治二亥年

一銀四十七貫目 同三子年

一銀六十八貫目 寛文元丑年

一銀四十九貫目 同二寅年

一銀六十四貫目 余同三卯年

となつてゐる。かくて享保十六年（一七三二）に至り拝借銀は上下北山で七十貫三十目に定められ、十年を一期と

第一表 北上組袖役扶持米

村別	借銀名目別 (貫)		
	本借	庄屋借	普請料
西原	三三〇〇	四〇〇	九〇〇
小瀬	三三〇〇	四〇〇	七〇〇
栃本	三三〇〇	四〇〇	七〇〇
川合	六四〇〇	四〇〇	一三〇〇
白川	九三〇〇	四〇〇	一四〇〇
計	二六〇〇〇	二〇〇〇	五〇〇〇
備考	此表ハ上北山村誌九五頁より		

付椏梅之御材木を以て御上納仕度」と願出でざるをえなくなつた程でこの願は延宝八年に入れられ、この時から上納材木に黒木を混入する事が許された。

先にも見た通り享保年代前後の山村経済の変化による山林売却件数の増加と共に、その一面では留山の禁をおかして盗木を行うものがあり、これについては村落自治体内部で防止法を考え村中寄合つて規約を結ぶに至つた。そ

近世における大和北山郷の村落構造と林業 (津川)

して満期毎に継続請願を行う様になつた。尚上北山各村々の拝借銀受額は第一表の如くであつた。

扱留山の制であるが、之は継続して行われたもので慶安五年の御公儀御仕置法度之事の四ヶ条からなる一つに一松檜杉上材木一本ニても仕間敷候事

但し松者ふし木ニても仕間敷候事

とあり、寛文四年にも「留山ニ被仰付上木之分不罷成候」としてされている。

しかし留山の制を施行し、「公儀之外桧御材木壹本も出し申まじく」由が達せられ、しかも他方では造林を奨励しても短時日でもものの用に立つ程の材を望むべもない。故に延宝年間に至つて桧材は払底し、延宝元年(一六七三)には「桧御材木伐尽候ニ

の一例を冗長に亘るが川合村の場合について享保七年正月に取極められたものに依ると、

覚⁽⁸⁾

一村中大切二屋らい置候留山並惣面之屋らい置候杉立木人之透を見請夜共昼共不申盜伐申二付。村中共難儀仕とらゑ申御公儀様へ御断可申上と覚悟仕候殊ニ以隣村杯之山へ立越右之木盜伐相知れ候而ハ如何様之義出来仕候も難斗候ニ付村中相談之上自分持山無之者ハ不及申面々持山ニ而も新木伊丹仕間敷候然共是悲新木伊丹不仕候而ハ成不申義御座候ハ、面々持山ニ而も字何山も今日何程仕候と毎日庄屋年寄方へ断相立可申筈ニ相極申候

一自分持山無御座もの共ハ新木伊丹壹枚ニ而も仕候事堅成不申候万一山買請新木伊丹仕候ハ、是又山の字並山主之名書付庄屋可相断候

一上市尾鷲も参候荷持商人其外伊丹買候もの共之宿々も急度吟味仕自分持山無御座もの共之新木伊丹壹枚にても買申事堅成り不申候由わけて申渡し可被申候新木伊丹買申候ハ、自分持山無之者ハ不及申面々持山御座候者共まで何程誰人も買申候と委細書付致させ宿々へ取置可被申候

一商人と内証いたし隠売隠買仕候もの御座候ハ、買申商人吟味仕其在所之庄屋へ引立当村領内へ立入せ申間敷筈村之者共左様をおしてかさつ仕候者有之候ハ、親類縁者友達ニ至迄撰出し一言之申合不仕其上庄屋年寄之内も御公儀様へ言上可被成候其儘捨置候而ハ以後村相統不仕候故堅相極申候

右の様にとりきめ惣村中一人も残らず連判をなしている。これによつて盗木が如何に村民の関心事であつたかが判明するであらう。又早くより木材が商品化していた為に、換金しうる用材の生産に懸命になる為か往々にして他人所有の山林をまで侵害する事態をひきおこし、はては意識的に盗木の拳に出ずるに至つた事は宜なるものがある。

前項に於いてふれた通り、若し他人の山、或は村持の留山を侵かした事実が露見した場合には相当の過料を出さしめたもので

一此度我等心得違ニ而宮平向留山を伐荒し依之呼出しニ預リ段々御利戒被仰聞候処一言之申訳も無之依々人を頼色々々歎願申上候処村方之御了簡を以少々宛之過料銀被仰付忝承知仕候依之何様之義一切仕間敷候若し此上右躰之不埒仕候ハ、如何躰之科被仰付候而も不苦候

一金三步 一人前過念金

但し当月中ニ村方へ差出し可申筈

一山之義者是迄通堅く留山 但し諸木不殘

一伐込椎茸木者村方江取上ケニ相成右之通被申渡一々承知仕候為其承知書附依而如件

本人 安之丞 ㊦

同 安右衛門 ㊦

組惣代 卯兵衛 ㊦

(年代不詳) 十一月十八日

村役人中

右の文書に見られる通り、木材は取上げられ、金三步の過料を取られている。金三步がどれ程の負担であつたか、年代不詳の為、明かにしえないが相当の負担であつた様である。

又木材商人或は他郷の者に売却された山林、借地林業地等に山林経営上屢々山守がつけられた例が見られるが、北上郷上組ではこれについて、山守賃として幾何程を支払い、山守をつけている山林の山手銀、小物成はどの様に

して負担されたか、その他諸々の規約、慣行等を明らかにする史料は管見によれば、一通をも見出す事が出来なかつた。唯文化七年、栃本村、御用留に次の様な文書が見られるが、これに対する返書は見当らない。即ち、

吉野一郡山林他郷他村より所持いたし居候分、山守付置候分ハ山守ちんとして歩一銀山守江相渡山守ハ村方へ世話ニ相成ニ付何厘通差出、村方ニ而者請取何々惠与申儀又ハ山守付置之分ハ歩一銀村方へ差出候義哉無謂者不差出候事哉、其外山年貢山手銀小物成銀ハ村方ハ相勤他之持主へ不相掛ケ候間歩一銀之内何厘ハ村方へ請取と申仕来候哉、其余取立候ニ付人夫賃取候哉、荒地方役免除之場所へ植付候分ハ山林ニ候へ共、内荒場所ニ植付候分ハ高免を請相勤候而も山林同事之取斗候哉、又ハ其分ハ品盛替り候哉、越山ハ如何と申儀巨細ニ一村限相糺組帳惣代一紙ニ而組内村々相糺候処何村ハ如何様と申儀村議あらハして惣代一判ニて其迄之内差出し可申候
右之趣惣代共其方ハ可申達もの也

五条御役所 御判 六月七日

右の文書中「越山」については前記の通り越山料を支払っている。

尚諸掛りについては右の解答にはならないかもしれぬが、

一当郷中村々山方材木商人中仕出し候諸材木紀州新宮湊江差下し問屋方ニ而売払候節売代銀高之内銀百目ニ付銀三歩宛引去り新宮問屋方江預ケ置一ヶ月限り当郷中上組下組材木方年行司惣代方江取集置材木商人中為永統年ニ積金ニ可致事、

但シ諸材木新宮より諸郷江相送り共

一当郷中ニ而他国他郷之材木商人江諸木売払候節立木代並出来材木売払候節売代銀高百目ニ付銀五歩宛買主ハ出銀

為致年行司方へ取集可申事尤其村之役人を見改諸事手技無之様可致事、
 の極書が元治二年の文書中に見られる。⁽¹⁾この様に歩銀をとりおいて諸掛費にあてたものではないかと考えられる。

註 (1) 鳥羽正雄氏 日本林業史

(2) (3) 上北山村小椽区有文書

(4) 上北山村誌

(5) 小椽区有文書

(6) 右同

(7) 和州吉野郡北山上組百人御袖役由緒並來歴覚

(8) 上北山村役場所藏文書 享保七年

(9) 小椽区有文書

(10) 小椽区有文書

(11) 西原区有文書

(三) 林業生産の方法

幕府の林政の徹底即ち、令達の再三にわたる繰返し、或は刑罰方法の設定、或は他面において保護褒賞を行つた事により、これに呼応して民間に於いても村落内部の自治体制によつて、当事者の多年の経験と熱心な努力が造林、林業経営に段々と精緻の度を加えて行つた。

造林についても、或は林政機関の指導により、或は民間の自発的なものによつて、種子の選択、苗木の養成、移植の方法等々に亘つて種々の努力がはられた。⁽¹⁾

近世における大和北山郷の村落構造と林業(津川)

近世における大和北山郷の村落構造と林業（津川）

一〇四

広益国産考には「百五六十一年ほど以前、吉野郡へ薩州屋久の島より杉の実を取来りて、蒔つけ」苗木の養成を行つていた事がしるされているが、吉野郡の何処であつたか詳らかでない。

北山では古来、杉松の苗木の養成には種子より行つたもので、明和二年栃本村庄屋御用留には次の様に記されてゐる。⁽³⁾

差杉差松仕様

一時節は正月初より二三月頃迄之間宜候事、

一 差様穂拵は杉之枝之勢ひ宜を凡長サ二尺程ニ伐先之方ニ枝二本程残し本方ハ枝を切捨本方持候所五六寸程そき切ニいたし差候

一 右穂差様之事大概差候杉枝之大サ程成すあひを先細ニ削り夫ニ而差候地を深サ七八寸一尺程も差通シ抜キ其穴江杉之穂を差根之所を手ニ而能押付置候

但し彼岸過り三月頃杉之皮むけ候節差候は穂のえそき切ニいたし先へ皮を一寸程付けそき目之方へ折返し差申候

一 右すあひ之差方少々横ニ寝せ候様ニ差込候へば杉之穂ニ少し曲り有之もの故差候穂先真直成候

一 穂拵いたし候而一両日根之方を水ニ而付置候而差候事

一 土地は湿地よろし

一 差枝ハ凡壹坪ニ五之目ニ五本程差候而宜候右は去申四月御書付を以被仰出候趣承知奉畏候然ル処当郡之儀者往古ハ杉松之実を取実蒔仕苗ヲ立三四年め程ハ右苗を山地へ植付申候尤差木之儀も心掛け仕見候得共全体土地不相応故生立候而も枝多く節木ニ相成木筋不宜候ニ付苗木植付候方第一と仕候

先達而差木仕候得者根付候哉否之儀御届可申上候段御請書奉差上置候得共何分是迄心味候処右之様ニ御座候ニ付乍恐以書付御断奉申上候以上

とあり、試みに杉百本、桧五十本の挿木が行われたが、その結果は不明である。

苗木の移植は先づ伐木跡を焼畑にして地ごしらへを行い、後三四年生の苗木を移植したものの様である。杉苗は植えられると北山の地味、氣候がその育成に好適であつた為か、よく成長した様で、地錦抄⁽⁴⁾、草木植作様之巻の表現をかりれば、

「杉は平面の地の打ひらきたる所は宜しからず。又砂地石多き地、乾き地の芝山なども、又宜しからず。深山の谷河深く流れなだれの地の、日中二時か三時が間日あたりよく、其余は日陰にて雑木ありて、土は始終しめやかにして、谷底には水草ひあふぎの葉に似たる草多く生立、しんしんとしたる所宜し。

吉野郡天の川などと云ふ所は、皆かくのごとくの地にて、杉の盛木至つて見事なり。杉は暖国より寒国の方宜し。暖国にても山ふかき陰地の北をうけて、湿ふかき地には随分よく生立もの也。朝霧ふかく立覆ふ地ならば、かならず生育よろし。」

とあり、將に北山地方の為に用意された文の感がある。昔日の天の川がそうであつた様に北山地方の昔を推察する事が出来るであろう。「地錦抄」が三之亟によつてしるされたのは元禄・宝永の比⁽⁵⁾の事とされている為右の事情もその頃のものとして差支えなからう。

次に材木の伐採、木挽等については、北山地方にその時期、方法等に関して見るべき史料は殆どない。従つて再び広益国産考⁽⁶⁾を引用し、伐木適期をうかゞうと、

近世における大和北山郷の村落構造と林業（津川）

近世における大和北山郷の村落構造と林業（津川）

一〇六

「吉野郡にては春彼岸より十日立て、十日が間を至極の伐時とす。夫より十日ほどは中とす。又六月土用中ほどより八月彼岸までは、伐事あり」としるされている。

扱この様な時期に木樵、袖入りがなされたがその労務に従事する者は限られており、

一他所を袖入之儀御法度ニ付而堅相守申候向後弥吟味仕他袖入申間敷候

一北山組之内ニ而袖入をも不仕候者ハ同じ組ニ而御座候へハ木沓本ニ付何程、よき一丁ニ付何程と直段を定きらせ

申他領之者ニハ売候儀ハ一円無御座候^(?)

と在村の者に優先排他的に木樵、木挽、袖等の仕事につかせる事を規定している。

この事は、右の様な仕事が多年の経験による熟練を必要とし、又村内の社会的、自然的諸事情を或る程度しる事が必要であつた為と、村落、社会の治安維持上、住居の移転、他国者の入村等について制限が加へられていた時代相の影響が大なる要因であつたであらう。

かくして、木樵、木挽等の造材、製板の労働提供者は専門化するの傾向を有し、或る者は独立自営の職人であつて多少の山林を所有し、或は山林の所有もなく小前百姓として本家筋にあたる役家に隷属し或は又雇傭者、被雇傭者の関係において木材商人の借地林業地の労働者として山林労働を提供し、山林物産の生産に當つた。

これら山林生産による利益は「吉野郡へ未だ杉材なき時は、右の金湧き出る所なきに、現在夫だけは、昔より余分に金銭を産出せり、又此材木につき金を儲くるものはまづ地主、木伐、木挽、山出し、筏師、中買、材木屋等の口腹を養ふ事夥し。」⁽⁸⁾いものがあつたであらう。然して幕府御用の木材は造材されたのみで殆ど製板されなかつた様である。

製板業も商業資本に支配されたる問屋前貸制的家内仕事であつたか、所謂マニユファクチュアの形態であつたか、個々人が自己の計算に於て出仕事的に製板を行つたものか明らかにする事が出来ない。

製板数量も安政四年の産物書上帳によれば、舟板、小瀬、栃本村で夫々四十枚、川合村が八十枚、白川村では百八十枚程度で大した数量でなかつた。

扱造材された木材は運搬されて紀州の方に集められたが、その運搬方法として山出し、筏による運搬がなされた。山出し賃は御用材木で、

「御材木運賃銀先規より一肩七分五厘にて御座候へ共右卯年（貞享四年）北山御材木御破損方へ御引合御吟味之節七分に罷成候」とあり恐らくこの相場に準じたものと見てよいであろう。

次に流木であるが、その時期は冬分で田地灌漑用水不用の時が主として河川利用に当てられた。公儀御用材として北山郷より出される木材の筏役は原則として十津川口を境として上は北山下組池原より、下は十津川郷よりこの役人足が出される事になつていた。時によつては在所の者が乗り下す場合もあつたが例外的な事で、その場合も北山から新宮まで一下しに下しえたものではなく、河川の利用益権が川筋村々によつて相違していたものか乗継場があつた様である。

扱十津川より出役した筏役について十津川上組惣代によつて書上げられた覚書によると、

「十津川々御役人足一万五千七百五十人出申候是ハ十津川御役人足四十五人此外五人都合五十人之者二月二日々極月十三日迄每人相詰候積ニ御座候隔別御用無御座候ニ付而数年北山々新宮へ出し御材木筏大久保石見殿御仕置々人足ニ被仰付乗申候。筏百四十艘之積ニ而筏数多少ハ御座候へ共筏米百二十石七斗五升分乗申候御扶持方ハ一日五合

宛七拾八石七斗五升被下其年吉野郡三分二之御直段を以銀にて請取申候則諸五ヶ年之御直段別紙書付上ケ申候。十津川も西え罷出筏乗り申候得ハ勝手悪敷御座候ニ付先年も北山池原村九郎右衛門と賃米相對仕銀を渡し所之者乗らせ申候。

銘々之様子御尋ニ付而申上候。」とあつて、五ヶ年間の直段として

覚

一亥ノ年	七十八石七斗五升	石ニ付	五十六匁
一子ノ年	同	同	七十五匁
一丑ノ年	同	同	五十一匁
一寅ノ年	同	同	四十四匁
一卯ノ年	同	同	六十四匁

が書き上げられている。

そして右の様な十津川御役筏の外に在所の者が乗下した場合の筏賃米は、「おかし銀之内ニ而石ニ付三十目替之積りを以指引仕請取」つたもので、十津川筏役の定直段による賃銀との差額のなにかは十津川組の手にはいつた様である。

又在所の者が乗下す場合、乗継場の乗継賃については、同一川筋であつても大和、紀伊両国にわたる北山川では、支配が異なつていた為に乗継賃の高低を繞つて問題を起した。

その一例として紀州東牟婁郡大沼村領の乗継場で幕末におこつた紛争を見ると、

「紀州大沼村ニ而筏乗次場之処近年同所中乗り賃銀先規ノ定例之外増金と唱大ニ高賃銀取之郷中一同迷惑及候」状態になり北山郷では五条役所へ訴上し、役所の添翰をえて双方和解なつたが、その結果は、「以後材木筏川下ケ方取急キ候共木主銘々大沼村江立越郷中一同取極有之候賃銀之外増金等ハ決而致間敷筈若又内証ニ而自儘増金等出銀致候もの有之候節ハ郷中ノ取押へ材木仕出し方出来不申様取斗可申、⁽¹³⁾」と北山郷中で自儘に増金をなし人より早く運搬される様などに約定を破る様な振舞をもしましている。

扱上納木材或は木材商人に売渡された用材は規格が定まつていて、宝曆以前は「御定之七十五品を以年来是迄上納」されて来た。

後にはこれが平物が加えられたものか九十五品になつたが、それまではすべて角材で上納された様で、九十五品の内訳は縦角二十五品、楕角三十品、楕角二十品、縦平物二十品で杉については別に定められていない。しかし上納材は毎年相変る事なく同様に納められたものではなく、或時は臨時の用材を申付けられ、或は幕府方の要求する本品により、将又山林の伐木による或る種の木品の減少によつて必ずしも前年同様に上納はされなかつた。宝曆九年の書付では、「是迄上納仕来候御材木楕多楕少候間自今楕勝ニ上納仕候様。」にこの要請があり「向後六寸角斗上納」する様にとの申し渡があつた。

或は天保十五年⁽¹⁴⁾には、

一 楕角六歩通長三間半々二間迄角一尺々七寸迄外五寸六寸除之

一 楕一步通長右同断角一尺二寸寸々七寸迄外右同断

右楕木之儀者無数ニ付一步通ニ而御聞濟奉願上候

近世における大和北山郷の村落構造と林業（津川）

近世における大和北山郷の村落構造と林業（津川）

一一〇

一 縦三步通長右同断一尺二寸九寸迄外五寸六寸八寸除之

右の様に上納する事を申出、結果梅を三步通りに増加して上納している。尚上納材に対しては寛永十六年以来北山材木奉行所より「御袖極印」が下附され、用材の一本々に他山の諸木とまぎれあつても区別のつく様に極印が打たれた。この事は唯単に木材の産地を判別する為のみではなく、生産された用材を通じて山方管理を行う為のもので、従つて木材集積所である新宮の北山材木御蔵方において厳重な用材検査が行なわれ上中下位の規格を定め、「はね木」、「曲木」等の不合格品に往々格下げされる事もあつた。

「はね木」、「曲木」等の不合格品は御用商人或は藩役所の作爲的な判断によつて格下げられた場合もあり、この様な面にも領主的商品経済のもつていた問題が残されているが資料不足の為に具体的に把握する事が出来なかつた。この点については他日この不備を補なつて行きたいと思う。

註 (1) 鳥羽正雄氏 日本林業史

(2) 大藏永常 天保五年「広益国産考」二ノ卷

(3) 小椋区有文書

(4) 地錦抄 八

(5) 松屋筆記

(6) 前掲「広益国産考」二ノ卷

(7) 小椋区有文書 寛文五年

(8) 「広益国産考」二ノ卷

(9) 小椋区有文書 宝永五年

(10) 小椋区有文書 寛文五年

「賃賃乗候義池之原桑原両村として乗り来り其内池原六分桑原四分乗申候其外之余も乗申候例も御座候事」

(11) 小椽区有文書 寛文五年七月

(12) 右同 寛文五年五月

(13) 西原区有文書

(14) 小椽区有文書

四、あとがき

一般に山村においては後進的性格が強く、林業と自給的色彩の濃い農業との結びつきが深く、そこにおいては村落の上層部に位置する富有な一部農民によつて多くの零細な山村農民を支配している様な状態が見られるものとされている。

しかし右に見られる山村の性格は地域的には差異があるのではなからうか、山林が農用林として用益される地域と、そうでではなく純然たる用材林として用益される地域とではその状態を異にしている。

上北山村に於いては山林は古来、用材林として用益せられ、農耕地所有と山林所有の状態はその間に比例的な関係は見られるが、農業そのものは自給的色彩さへも稀薄な極く零細な農業で、こゝに於いて見られる支配、隷属の関係は山林生産関係を通じ或は土地領有形態の変形である諸役の賦課によつて村落自治体内部で階層的差別をなされた「役家」の制度に見られる封建的秩序によつて生じたものである。しかも用材の生産が進展しつゝも商品経済の伸展を阻止する様な一面をもつ拝借銀の制度によつて、地主、商人の伸張はゆがめられ、大地主の出現を見るに至らなかつた。現在見られる一部村外大山林地主の形成されたのは、明治維新以後、土地制度の改革と地租の金納

近世における大和北山郷の村落構造と林業（津川）

化、上納御材木の廃止によつて旧来の領主的商品経済が農民的商品経済へ切替へられてから後の事である。

（附記）

前後二回に亘り掲載の機が与えられた拙稿は昭和二十九年八月以来、京都大学人文科学研究所、並経済学部、農学部、医学部の関係者の協力による上北山村実態綜合調査において同学経済学部山岡亮一教授の御指導の下に行われた経済調査によつて得られた資料であつて未熟をもちへりみず門外漢の物めづらしさの興味にひかれて唯資料の羅列を行つた次第である。尙本稿を上梓するに至るまでの調査、討論検討において懇切なる御指導と御便宜を戴いた山岡教授、山口大学講師、並びに京都大学経済学部農業経済研究室の諸兄に対し心から感謝してやまない。

執筆者紹介

山崎紀男	本学教授	（商学部）
市原亮平	本学専任講師	（経済学部）
来住哲二	本学助手	（商学部）
津川正幸	本学助手	（経済学部）